

大和市公告第4号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、平成12年2月7日大和市指令（建指）第93号で指定した道路を次のとおり廃止した。

なお、関係図書は、大和市街づくり計画部建築指導課において一般の縦覧に供する。

平成29年1月5日

大和市長 大木 哲

廃止年月日	廃止番号	廃止した道路の位置	幅員(m)	延長(m)
平成28年12月28日	大和市指令（建指）第106号	大和市西鶴間一丁目3213番4先から大和市西鶴間三丁目3099番3先まで	16.0	570.0